

令和 5 年度金ケ崎町ふるさと応援寄附事業支援業務委託
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

本募集要領は、「金ケ崎町ふるさと応援寄附事業支援業務」（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、その実施事業者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和 5 年度金ケ崎町ふるさと応援寄附事業支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和 5 年度金ケ崎町ふるさと応援寄附事業支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

※ただし、業務を継続して委託することに支障がないと本町が認める場合、町と受託者の双方合意のうえ、上記の契約期間以降も業務委託契約を更新することができるものとする。

3 委託上限額

寄付金額の 5 % とする。

※算定の基礎となる寄附想定金額は、120,000 千円とする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

なお、参加申込書等が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合は、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。また、プロポーザル参加資格がない者が行った提案等、提案書又はそれらの添付資料に虚偽の入力又は記載を行った者の提案等は無効とする。

(1) 日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、必要に応じて町に訪問可能なこと。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第

225 号) に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(3) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

(4) 町発注の契約にかかる指名停止処分を受けていないこと。

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、競争入札の参加を制限されていないこと。

(6) 役員や理事又は営業所等の代表が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(7) 国税及び町税に滞納のないこと。

5 スケジュール

本業務に係るスケジュールは、以下のとおり。

内容	時期
公募開始	令和5年2月13日(月)
質問書提出期限	令和5年2月20日(月)
質問書への回答期限	令和5年2月24日(金)
企画提案書提出期限	令和5年3月9日(木)
一次審査の実施	令和5年3月10日(金)
審査委員会(ヒアリング)	令和5年3月22日(水)
結果通知	令和5年3月23日(木)
契約候補者との協議	令和5年3月24日(金)～30日(木) 予定
契約締結	令和5年3月31日(金) 予定
業務開始	令和5年4月1日(土)

6 応募方法

下記により提案事業の応募を受け付ける。

(1) 提出書類【正本1部、副本6部】

企画提案書類

① 金ヶ崎町ふるさと応援寄附事業支援業務委託プロポーザル 参加申込書(様式1)

② 同 企業・法人の概要(様式2)

※従業員の総人数は、令和3年4月1日時点の単体の人数を記載すること。

- ③ 同 同種又は類似業務の実績（様式3）
- ④ 同 誓約書（様式4）
- ⑤ 会社概要や業務概要を記したパンフレット
- ⑥ 営業報告書（直前1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書））
- ⑦ 定款の写し（最新のもの）
- ⑧ 登記事項証明書の写し
- ⑨ 納税証明書（受付日前3ヶ月以内に発行されたもので、申請時発行可能な直近の年度のもの。）
- ⑩ 「金ヶ崎町ふるさと応援寄附事業支援業務委託」企画提案書（様式5）

別紙「業務仕様書」に掲げる業務内容に関して、次のアからエまでに掲げる事項を記載したものとする。

ア 具体的な実施内容及び実施方法（「業務仕様書」に掲げる事業内容ごとに整理して作成）

イ 目標寄附額

ウ 目標寄附額を達成するための、町が指定するポータルサイト別の寄附募集戦略及び広報戦略

エ 作業及び事業実施スケジュール

（様式は自由、文字サイズ11ポイント以上、表紙・目次を含まずにページ番号を付けること。ページの制限は30ページとする。）

※仕様書及び評価基準に沿った内容とし、具体的に作成すること。

※基本はA4版縦で記載するものとするが、A3版の場合は2ページ分（両面の場合4ページ分）とする。

- ⑪ 同 実施体制（様式6）

※資格等については、証明する書類の写しを提出するものとする。

- ⑫ 同 見積書（様式7）

寄附想定金額120,000千円に対する委託料について、消費税及び地方消費税を除いた費用の割合を記入すること。

(2) 提出先

金ヶ崎町企画財政課 〒029 - 4503 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町22番地1

T E L : 0197 - 42 - 2111 (代表)

F A X : 0197 - 42 - 4474

電子メール : kikakuzaisei@town.kanegasaki.iwate.jp

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は役場開庁日の9時～17時の間のみ受け付ける。

※郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残るもので送付し、提出期限内に必着のこと。

(4) 提出期限

企画提案書類

令和5年3月9日(木) 17時までに必着

(5) 提出書類の取扱い

① 提出された書類は、審査の結果に関わらず一切返却しない。

② 提出された書類は、本プロポーザルに係る業務に使用する場合に限り、必要に応じて複写する場合がある。

③ 提出された関係書類は、他事業者に提供しない。

④ 関係書類の提出期限後において、書類の追加・修正・変更は認めないものとする。
ただし、審査に必要と認められる場合は、資料の追加提出を求めることがある。

⑤ 提出された書類については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。

7 応募に係る質問について

応募に係る質問がある場合は、質問書(様式8)を提出すること。

(1) 提出方法

電子メール(kikakuzaisei@town.kanegasaki.iwate.jp宛て)

※電子メール以外による質問は受け付けないものとする。

(2) 提出期限

令和5年2月20日(月) 15時までに必着

(3) 回答方法

金ヶ崎町ホームページにて公表を行う予定である。

(4) 回答期限

令和5年2月24日(金)

8 契約候補者の選定作業等

(1) 選考方法

ア 一次審査 書類審査

参加者が4者以下の場合は、資格要件の審査のみ実施する。

参加者が4者以上の場合は、書類審査を実施し、4者以内に選考する。

イ 二次審査

プレゼンテーション・ヒアリングによる審査（場所は金ヶ崎町役場本庁）とする。

(2) 選考基準

評価項目		配点
業務遂行	他自治体等での実務経験が豊富で、業務を遂行するための専門知識、経験等の活用が期待できる提案であるか。	5 × 2
	業務に精通した職員が配置され、人員も確保されており、安定的に業務を遂行できる体制が整っているか。また繁忙期の体制も考慮されているか。	5 × 2
	事業遂行のための経営基盤を有しているか。	5
企画提案書 (事業計画等)	町が利用するポータルサイトにおいて、自治体ページ及び返礼品ページの管理が適切に行われ、閲覧効果の向上が見込める提案となっているか。	5 × 2
	寄附者情報の管理について、適切なシステムが構築され、個人情報の有効な漏洩防止対策が講じられているか。	5
	返礼品の開発実績があり、町の地域特性を踏まえた返礼品の開発が可能か。	5 × 2
	町内の特産品はもとより、町内の中小企業の製品のほか、サービス提供型プランなど多様な提案がされているか。	5
	ふるさと納税を活用した町の魅力発信及び地域活性化に向けたプロモーションが期待できるか。	5 × 2
	寄附の動向を分析し、効果的なプロモーション・PRの企画提案となっているか。	5
	仕様書に記載のない、事業所のノウハウや知識・経験を活かした独自提案や、町にとってメリットの大きな追加提案があるか。	5 × 2

経費見積	企画提案と見合った適切な見積金額であるか。	5 × 4
合計		100

(3) 審査（プレゼンテーションの実施）

① 日時：令和5年3月22日（水）

② 場所：金ヶ崎町役場本庁

③ 時間：準備5分、説明15分、質疑応答20分、片付け5分を予定

※プレゼンテーションの順番は、参加表明書類の受付順とする。

※プレゼンテーションに使用するパソコン及びプロジェクター、スクリーンは町が用意する。なお、各提案者が持参することも可とし、その場合は事前に担当者の承諾を得ること。

※詳細な日時や実施時間は、参加申込書類の提出期限後、各社に別途通知する。

※プレゼンテーションに参加できる者は3名までとする。

④ 新型コロナウイルス対策

審査については、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、書類審査若しくはオンラインによるプレゼンテーションとなる場合もあることとし、その際には参加事業者に対して事前に通知するものとする。

(4) 審査結果

① 審査結果については、すべての応募者に文書で通知する。

② 審査の経緯については公表しない。

③ 審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

(5) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合

③ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合

④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤ 本要領に違反すると認められる場合

⑥ 6(1)⑫の提案上限額を超えている場合

- (1) 契約候補者は、町と協議の上、必要な契約を締結する。
- (2) 契約候補者と町による協議において、当初の提案内容を一部変更することがある。
- (3) 契約候補者と協議が整わない場合は、次点の事業者と契約を締結する場合がある。

10 留意点

- (1) 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 公正な審査を妨害する恐れのある、全ての行為を禁止する。
- (3) 本募集に伴い知り得た情報等は、本企画提案公募に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはできない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載がある場合は失格とする。
- (5) 参加表明書を提出した者が、提案を辞退する場合は、参加辞退届（様式9）を持参又は郵送にて提出すること。

11 問い合わせ先

金ヶ崎町役場企画財政課

T E L : 0197 - 42 - 2111 F A X : 0197 - 42 - 4474

電子メール : kikakuzaisei@town.kanegasaki.iwate.jp